○国土交通省告示第三百八十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する今治広域都市計画事業今治新都市第一地区土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年四月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成十五年四月二十三日から平成三十一年三月三十一日まで
三　施行地区　愛媛県今治市矢田字管ヶ谷、字大池奥、字六反地、字大坪、字平山、字松川、字大原下及び字長尾の各一部、小泉一丁目の一部、別名字成ルノ谷、字成ノ谷、字寺谷及び字端谷の各一部、高橋字徳蔵寺、字山嵜、字板敷、字山崎及び字岡寺の全部、高橋字佐夜ノ谷、字向、字貞、字向谷、字仏師、字岡ノ端及び字山岸の各一部
四　土地区画整理事業の名称　今治広域都市計画事業今治新都市第一地区土地区画整理事業
五　事務所の所在地　愛媛県今治市共栄町二丁目二番一号
六　事業計画の認可の年月日　平成十五年四月二十三日
七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十五年四月五日

○国土交通省告示第三百八十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する草加都市計画事業八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年四月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成九年六月九日から平成三十一年三月三十一日まで
三　施行地区　埼玉県八潮市大字大瀬字稗田及び字根通、大字伊勢野字根通及び字助九、大字古新田字仕込並びに大字南川崎字八反野の各一部
四　土地区画整理事業の名称　草加都市計画事業八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　埼玉県八潮市八潮一丁目二十七番地一
六　事業計画の認可の年月日　平成九年六月九日
七　事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十五年四月五日

○国土交通省告示第三百八十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
本谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十七年建設省告示第千三百四十六号で指定した同号二六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
愛媛県東温市河之内
字坂本　乙一〇八五番　一号から三号まで
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
御三戸谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩
二八五三〇番一
二八五七番から二八六一番まで
二八六二番一
二九九〇番
二九九一番二
二九九二番
二九九三番一
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線（標柱五号と六号については、二八五六番地先道路敷に沿って結んだ線）及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
愛媛県上浮穴郡久万高原町上黒岩
二八五一番地先河川敷　一号
二八五二番　二号
二八五四番　三号
二八五六番　四号及び五号
二八五七番　六号
二九九〇番地先道路敷　七号
二八六六番　八号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
家藤川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷
愛媛県宇和島市高串
字家藤　乙六番四
乙八番六
乙八番一五から乙八番一七まで
乙一〇番七
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
愛媛県宇和島市高串
字家藤　乙六番三　一号から六号まで
ハ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十号までを順次結んだ線及び標柱七号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
愛媛県宇和島市高串
字家藤　乙六番五　七号から十号まで

○国土交通省告示第三百八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
二日町沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県長岡市二日町
字城ノ下　一一二八番　一号
一一二八五番八　二号
一一二八六番　十号
一一二九一番　十一号
一八一三番一二　三号
一八一四番　四号及び五号
一八一〇番　六号
一八〇九番　七号
一八〇六番　八号及び九号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
名畑沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県魚沼市下倉
字明後谷　七八五番一　一号から四号まで
字裏ノ山　八三五番二　五号から七号まで
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
二ツ谷入沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県南魚沼市津久野
字二ツヤ入　三〇五番　一号
二九二番一　二号及び三号
二九四番　四号
三〇三番一　五号
三〇六番一　六号
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
滝谷沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十五年内務省告示第五百六十三号で指定した土地の区域を除く。）
新潟県南魚沼市泉盛寺
字滝谷　一六七一番二　一号
一六八五番甲　二号
一七一〇番　三号
二〇八一番三四　四号
一九四六番二　六号
一九五〇番一　八号
字牛ケ平　二〇〇四番一　五号
二〇〇二番一　七号